

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 30 日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26243006

研究課題名(和文) 犯罪者を親にもつ子どもへの支援に関する総合的研究

研究課題名(英文) A comprehensive study on support for children whose parents have committed the crimes

研究代表者

矢野 恵美 (Yano, Emi)

琉球大学・法務研究科・教授

研究者番号：80400472

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 26,000,000円

研究成果の概要(和文)：例えば親が犯罪をしていても、子どもにはその責任はない。しかし現実には、親が犯罪をした子どもは、家庭、学校、社会等において、精神的、物理的、経済的に様々な不利益にさらされている。そこで本研究では、親の犯罪を子ども自身(家族も含む)が被害者である虐待ケース(事件化しているかどうかを問わない)と、被害者が家族以外である場合に分けた上で、子どもの権利条約を中心とした国際基準、先進国の取組を含め、様々な分野からどのような法的支援ができるかを検討した。虐待については防止策、事件化のための法制度も検討した。親が受刑しているケースでは、刑務所内での子の養育、面会等について国際基準を踏まえて日本への提言を行った。

研究成果の概要(英文)：Even though a parent has committed a crime, the child is not responsible. In reality, however, children whose parents have committed crimes are exposed to various mental, physical and economic disadvantages in homes, schools, societies, and the like. In this research, we divide parents' crimes into cases of abusive cases (regardless of whether they are reported to the police or not) the child itself (including family members) is a victim, and cases where the victim is other than the family, International standards centering on the Convention on the Rights of the Children, and what kind of legal support can be made from various fields including efforts by developed countries. We also examined prevention measures for abuse and the legal system for the case. In cases where parents are sitting in prison, we made proposals to Japan based on international standards regarding child rearing in the prison, visiting to the prison, etc.

研究分野：ジェンダー、刑事法、北欧法

キーワード：刑務所 拘禁 子どもの最善の利益 虐待 北欧 受刑者 面会交流 児童の権利条約

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者を中心として、これまで、科研費基盤研究(B)「女性と子どもの被害に関する総合的研究」(以下「研究1」)及び、科研費基盤研究(B)「ジェンダーの視点から見た受刑者処遇に関する総合的研究」(以下「研究2」)を行ってきた。研究1では、子どもが犯罪の被害にあった場合には、刑事司法段階で様々な配慮が必要であること、特別な法制度や機関が必要であることが明らかになった。とりわけ、親が加害者の場合には、親子関係を含めた総合的な対策が必要であることが明らかとなった。また、少年院(特に女子少年院)においては、自分自身が親の虐待の被害者である者も多いことがインタビュー調査によって裏付けられた。研究2では、受刑者と子どもの関係は、男女によって大きく異なることが明らかとなった。例えば、女性受刑者には子どもをもつ者が多く、子どもが被害者となっているケースも多い。また、女子少年院収容者同様、自分自身が虐待の被害者である者も多い。男性受刑者には、DVをしている者も多く、子どもとの関係にも特別な注意を要する事などである。そして、男女ともに、ジェンダーの視点を加味した「親としてのありかた(ペアレンティング)」を学ぶことが、その後の親子の人生にとって重要であることがわかった。

この2つの研究を通して、犯罪者を親にもつ子どもには特別な配慮が必要であり、それを欠くことが、本人をやがて犯罪者にしてしまうことすらある。この配慮にはジェンダーの視点が不可欠であり、犯罪者を親にもつ子どもに焦点を当てた総合的な研究が必要であると考えに至った。

## 2. 研究の目的

例え親が犯罪をしていても、子どもにはその責任はない。しかし現実には、家庭、学校、社会等において、精神的、物理的、経済的に様々な不利益にさらされている。そこで本研究では、親の犯罪を子ども自身(家族も含む)が被害者である虐待ケース(事件化しているかどうかを問わない)

と、被害者が家族以外である場合に分けた上で、子供の権利条約を中心とした国際基準、先進国の取組を含め、様々な分野からどのような法的支援ができるかを検討する必要がある。しかし、刑事司法と子どもに関する様々な法制度の整備、親が受刑中の子どもとの接触方法や、子どもが刑務所で暮らす方法などを、ジェンダーの視点を考慮して模索している国もあるが、日本では未だ手つかずの領域である。そこで、本研究では、犯罪者を親にもつ子どもについて、どのような対策、法制度、支援が必要であるかをジェンダーの視点に立ちつつ総合的に研究することを目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究チームでは、全体での会合を重ね、各分担者が海外を含めた現地調査を実施し、各分担者が各自の知見を報告し全体で議論する他、セッションや分科会等を立ち上げての学会報告、論文執筆等を行った。

## 4. 研究成果

(1) 子ども自身(家族も含む)が親の犯罪の被害者である場合(虐待)について

本研究チームでは、子ども自身(家族も含む)が親の犯罪の被害者である虐待ケースについては、たとえ身体的虐待であっても、「児童虐待」そのものが事件化されないことがあり、自分の命を守るために、自分で虐待親を攻撃せざるを得なくなるほど追い詰められ、子ども時代に、自分が虐待から救い出されることがなかったため、「暴力は悪いものである」ということを学ぶことができず、後の犯罪につながるようなケースもあるのではないかと問題意識をもった。虐待が事件化されることがないまま、被虐待児の方の犯罪が事件化してしまったと思われるものに、2014年に北海道空知郡南幌町で女子高校生が母親と祖母を殺害した事件がある。この加害者は被虐待児であると思われるが、虐待が事件化されることはなく、現在、児童本人が医療少年院に収容されるに至っている。ここまで大きなケースではなくても、現に少年院

被収容者には虐待被害者が多いことはこれまでの調査でも明らかになっている(例えば2001年法務省法務総合研究所の調査「児童虐待に関する研究」、2005年の松浦直己・十一元三の調査「少年院在院者における、児童期の不適切養育の実証的調査」等)。児童虐待を事件化し、虐待親を罰すれば何もかもが解決するなどとは決して考えていないが、暴力をふるう側は何ら生活を変えずに、被害者のみが傷つき、「保護」の名で日常生活から引き離されることには疑問を感じる。そこで、虐待は犯罪(若しくは「悪いこと」)であり、被害者である子どもが悪いわけではないことをはっきりと示すべきではないか。身近な暴力が悪いものとして扱われないのならば、子どもは暴力が悪いことだと学ぶことはできないのではないか。引き離されて家族がバラバラになることは暴力の中で暮らすことよりも子どものためになるのか。などの疑問をもとに、様々な観点から児童虐待を考えた。

このテーマについては、研究成果の一例として2016年犯罪社会学会第43回学術大会においてセッション「犯罪者を親にもつ子どもの視点から見た被虐待児への対応と虐待者である親との関係について」を立ち上げ報告を行った。日本の児童虐待対策の現状に関して、ハワイ州の「オハナ・タイム(家族の時間)」、フィンランドの「ネウボラ」、スウェーデンにおける「子どもオンブズマン」、「児童特別代理人制度」、「子どもの家」等の手法から日本への提言が議論された。(詳細は[http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting\\_reports/PDF/meeting-reports\\_43\\_2016.pdf](http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting_reports/PDF/meeting-reports_43_2016.pdf)参照)

また、法律時報1112号(2017年)で小特集「犯罪者を親にもつ子どもについて考える」を企画し、「裁判例の量刑理由から見た児童虐待について」(龍岡資晃)を掲載した。

(2) 被害者が子ども自身(家族を含む)ではない場合

被害者が子ども自身(家族を含む)ではない場合については、子どもの権利条約を中心に、特に親が拘禁されている(主に受刑)子どもへの支援が世界的に議論されているため、本研究チームで

もこの論点を中心に研究を行った。家族の一員が、犯罪によって逮捕・勾留・受刑という一連の刑事手続を経た場合、残された家族、特に子どもにはどのような困難が生じ、どのような支援がなされているのだろうか。子どもには何の罪もないにも関わらず、これまで、「犯罪者を親にもつ子ども」という視点から子どもの状況を考えることや「犯罪者の家族」に対する支援はあまりなされてこなかった。たとえ「犯罪者の家族」への支援がなされたとしても、犯罪者の更生や再犯防止の役割ばかりが期待され、家族自身へのケアという視点を欠いていたといえる。個人の尊重やジェンダーの視点からも、犯罪者の家族、特に犯罪者を親にもつ子どもの法的支援のあり方について検討する必要がある。本研究チームでは、子どもの権利条約の他、ネルソン・マンデラルールズ、バンコクルールズ等の国際基準、監獄法、刑事収容施設法等の国内法を踏まえ、海外の取組も含め、日本への提言を行った。

このテーマでは、研究成果の一例として、2016年司法福祉学会で分科会「受刑者を親にもつ子どもへの法的支援」を立ち上げ報告を行った。法律時報1112号(2017年)で小特集「犯罪者を親にもつ子どもについて考える」を企画し、「犯罪者を親にもつ子どもについて考える 受刑者を親にもつ子どもを中心に」、「スウェーデンにおける受刑者を親にもつ子どもへの配慮について」(矢野恵美)、「福祉国家フィンランドにおける刑務所の中での子どもを育てる試み」(齋藤実)、「ドイツにおける刑事施設内の母子施設についての概観」(小名木明宏)、「受刑中の親を持つ子どもの問題 子どもへの困難と親との法的関係」(立石直子)を掲載した。以下、知見の概要を掲載する。

#### フィンランドからの知見の概要

日本では、刑事施設収容法66条において携帯乳児の規定が置かれ、最長で1歳6か月になるまで、刑務所内で子を養育できることになっているものの、事実上この規定は形骸化している。他方で、フィンランドでは、2010年に児童福祉法を改正し、同法38条3項が設けられた。同条項では、開放刑

事施設の家族区画に、最長3歳までの子どもが受刑者である親と同居できることを規定している。この家族区画を設けているのが、上記二つの刑務所であり、特にバナヤ刑務所の家族ユニットは積極的に活用されている。特に、フィンランドの家族ユニットは、社会福祉の一環として行われていることに、世界的に見ても異彩を放っている。そのため、例えば、家族ユニットを担当するのは、刑務所を管轄する法務省ではなく健康福祉省となり、そこでは、ソーシャルワーカーが大きな役割を果たす。また、家族ユニットの根拠規定は児童福祉法に置かれている。日本では、携帯乳児制度が形骸化しているが、これを活用する1つの方向性として、社会福祉の側面から刑務所で子どもを育てることを考える、フィンランドの試みがあるように思われる。

#### ドイツからの知見の概要

女性受刑者の処遇の一環として、子どもを持つ母親とその子どもに対してどのように対応するかは、これまで我が国ではあまり論じられてこなかった問題である。この問題についてかなり先進的なドイツ連邦共和国における刑事施設内の母子施設の紹介と実情の検討を行った。ドイツ連邦共和国は連邦制のため、各州の権限が大きく、連邦法と州法が競合するという法現象が存在する。行刑法の分野では、連邦が大枠を、州法が詳細な運用を定めるということが一般的である。刑事施設内の母子施設については、1976年5月16日の連邦行刑法80条が「子どもを持つ母親」を、142条が「子どもを持つ母親のための施設」を規定しており、これが法的根拠となっている。歴史的には、最初は受乳のための接触を許可する等、段階的な緩和を経たのち、1976年4月1日に定員18名の最初の母子施設がフランクフルトに設置され、さらに、1988年には定員5名（閉鎖処遇）を追加している。現在では、子どもの福祉を十分に考慮し、母親と一緒に暮らすことのメリットに重点が置かれているように思われる。ドイツの母子施設は現在では確固たる制度として定着している。運用実態に関しては、それぞれの州の行刑法の規定によ

り、(a)親の性別、(b)子どもの年齢の上限、(c)子どもの福祉への配慮、(d)費用負担、これらの点をめぐって違いが生じており、これらに加え、さらに(e)各施設の定員と利用状況、(f)部屋の広さ、(g)母子に提供されるプログラムを各刑事施設ごとに紹介・検討した。これらの母子施設では、母親が日中は刑務作業や教育に集中し、午後から夜にかけては親としての役割を果たすコンセプトが実現されている。これを可能にしているのが、スタッフやその他関係者による支援であり、とりわけ開放処遇では、地域全体として受刑者の社会復帰を実現していこうとする心意気を感じられる。しかし、福祉の負担は少なくない。我が国でこのような制度を実現しようすると、この費用の財源の問題に向き合わざるを得ない。

#### スウェーデンからの知見の概要

スウェーデンでも、法律上、受刑者の性別、子どもの年齢に関する規定はなく（刑務所法第2章第5条：法律2010年第610号）男女を問わず刑事施設で育児をすることが可能であり、年間15-20人の子どもが刑務所で過ごしている。これまで男性刑務所での育児のケースはない。年齢については、現在、概ね2歳半くらいまでとなっている。刑務所内での子の養育はごく例外であるため、むしろ刑務所は家族面会に力を入れている。全施設で面会場所に配慮がなされているほか、宿泊面会も可能である。但し、児童虐待やDV加害者は面会・外部交通が制限される。スウェーデンでは、2005年から各刑務所に子どもの問題を扱う子どもオンブッド（刑務官）を配置するほか、受刑者を親にもつ子どもへの情報発信、子どもたちの経験談を掲載するホームページの整備、民間団体との協力による自助グループの形成など様々な取り組みを行っている。刑務所内における子の養育は日本でも女性に限って規定があるものの、女性刑務所の過剰収容があったこともあり、現在ではほとんど活用されていない。(a)「子どもの最善の利益」への配慮の明記、受刑者を女性に限らない等の点で刑事施設収容法を改正すること、(b)子どもの面会について、「子どもの最善の利益」の視点から規

定を作ることを提言する。

#### 家族法からの知見の概要

諸外国の研究において、親が受刑中であることが子どもにもたらす影響として、(a)子どもが事実を「知らされていない」こと、(b)社会的スティグマの問題、(c)親との接触、交流の断絶、(d)養育環境の変化、(e)養育の質の変化、などが指摘されている。さらには、親が刑事施設へ収容されることにより、経済的な問題にも直面しやすい。本課題については、親権、未成年後見、面会交流の問題など、児童福祉の分野だけでなく、民法（家族法）における子どもの福祉に関する知見から検討できる事項も多い。親が受刑した場合、当然ながら具体的な親権行使は制約される。犯罪行為は離婚原因につながることもあり、親が受刑中であることは離婚後の子の処遇にも関係する。また、社会的養護への措置の問題や残されたひとり親世帯への経済的支援の問題など、家族法や隣接領域に関わる様々な課題が存在するが、近年までこれらの問題について家族法領域ではほとんど検討されてこなかった。親の受刑ゆえの分離という、ある種、特別な環境に置かれた子どもの福祉について、これまでの家族法における子の福祉をめぐる議論から考え得ることを整理し、比較法的な視点からも検討する必要があるだろう。

#### (3) 国際セミナーの開催

2017年3月4日に東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター「刑務所内での子どもの養育～フィンランドの女性刑務所長と少年社会福祉担当者に聞く～」を開催した。この問題では矯正と福祉の協働が不可欠であり、日本に足りていない部分でもあるため、フィンランドにおける刑務所内での子の養育の矯正と福祉の責任者である二氏を招聘し、「フィンランドにおける刑務所内での子どもの養育～矯正の観点から」ヴァナヤ刑務所長カイサ・モイラネン氏、「フィンランドにおける刑務所内での子どもの養育～福祉の観点から」国立健康・福祉研究所少年部局長マッティ・サルミネン氏のテーマで講演頂いた。元千葉県知事・女子刑務所のありかた研究委員会委員長堂本暁子氏、

法務省官房審議官名執雅子氏にもコメント頂き、日本の実践への架け橋となった。

#### (4) 受刑者調査からの分析

この他、子どもの問題と合わせて男女受刑者の相違点、子どもとの関係等について過去に実施した受刑者調査を再分析する研究にも着手した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

1. 矢野恵美「犯罪者を親にもつ子どもについて考える 受刑者を親にもつ子どもを中心に」法律時報 2017年 89-6 巻 68-69 頁
2. 矢野恵美「スウェーデンにおける受刑者を親にもつ子どもへの配慮について」法律時報 2017年 89-6 巻 78-81 頁
3. 矢野恵美「日本の女性刑務所が抱える問題について考える」慶應法学 2017年 37 巻 111-130 頁
4. 矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもについて考える」刑政 2017年 128-1 巻 14-29 頁
5. 矢野恵美「ジェンダーの視点から見た刑事政策」法学セミナー 2016年 737 巻 30-37 頁
6. 小名木明宏「ドイツにおける刑事施設内の母子施設についての概観」法律時報 2017年 89-6 巻 74-77 頁
7. 小名木明宏「ドイツ連邦共和国における刑事施設内の母子施設」北大法学法学論集 2016年 67-3 巻 392-373 頁
8. 立石直子「受刑中の親をもつ子どもの問題 子どもへの困難と親との法的関係」法律時報 2017年 89-6 巻 82-84 頁
9. 立石直子「家庭法学におけるジェンダー視座の意味」法学セミナー 2016年 373 巻 20-24 頁
10. 立石直子「ドメスティック・バイオレンスを原因とする離婚と子の処遇：被害者と子どものために必要な視点とは」法と政治 2016年 67-1 巻 383-406 頁

11. 齋藤実「福祉国家フィンランドにおける刑務所の中で子どもを育てる試み」法律時報 2017年 89-6 巻 70-73 頁

12. 齋藤実「日本の「携帯乳児」制度がフィンランドの「家族ユニット」から学ぶこと：刑務所内で子どもを養育する意味を考える」学習院法務研究 2017年 11 巻 209-225 頁

13. リタ・ハーヴァーカンブ(小名木明宏訳)「ドイツ連邦共和国における女子処遇と母子施設」北大法学論集 2016年 67-2 巻 1-13 頁

〔学会発表〕(計 10 件)

1. 矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもに関する取組み～スウェーデン～」司法福祉学会 2016年 8月 28日甲南大学(兵庫県神戸市)

2. 矢野恵美「スウェーデンにおける児童虐待の予防と事件化への体制作り」犯罪社会学会 2016年 10月 29日甲南大学(兵庫県神戸市)

3. 小名木明宏「ドイツにおける被虐待児への対応と虐待者である親との関係について」犯罪社会学会 2016年 10月 29日甲南大学(兵庫県神戸市)

4. 立石直子「受刑者を親にもつ子どもの困難と法的問題～家族法における子供の福祉の視点から」司法福祉学会 2016年 8月 28日甲南大学(兵庫県神戸市)

5. 立石直子「親子の分離と子どもの福祉～家族法の視点から」犯罪社会学会 2016年 10月 29日甲南大学(兵庫県神戸市)

6. 松村歌子「犯罪者を親にもつ子どもの支援は何か」近畿学校保健学会 2016年 6月 25日滋賀県立医科大学(滋賀県大津市)

7. 松村歌子「受刑者を親にもつ子どもが置かれている現状と課題」司法福祉学会 2016年 8月 28日 甲南大学(兵庫県神戸市)

8. 松村歌子「犯罪者を親にもつ子どもと社会的養護～児童福祉施設における現状と課題」犯罪社会学会 2016年 10月 29日甲南大学(兵庫県神戸市)

9. 齋藤実「フィンランドにおける受刑者を

親にもつ子どもへの法的支援」司法福祉学会 2016年 8月 28日甲南大学(兵庫県神戸市)

10. 齋藤実「フィンランドにおける児童虐待対策」犯罪社会学会 2016年 10月 29日 甲南大学(兵庫県神戸市)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

矢野恵美 (YANO, Emi)  
琉球大学・法務研究科・教授  
研究者番号：80400472

##### (2) 研究分担者

高田 清恵 (TAKATA, Kiyoe)  
琉球大学・法文学部・教授  
研究者番号：30305180

小西聖子 (KONISHI, Takako)  
武蔵野大学・人間科学部・教授  
研究者番号：30251557

小名木 明宏 (ONAGI, Akihiro)  
北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授  
研究者番号：60274685

立石 直子 (TATEICHI, Naoko)  
岐阜大学・地域科学部・准教授  
研究者番号：00369612

松村 歌子 (MATSUMURA, Utako)  
関西福祉科学大学・健康福祉学部・准教授  
研究者番号：60434875

##### (3) 連携研究者

森川 恭剛 (MORIKAWA, Yasutaka)  
琉球大学・法文学部・教授  
研究者番号：20274417

齋藤 実 (SAITO, Minoru)  
獨協大学・法学部・教授  
研究者番号：20424830

##### (4) 研究協力者

なし